

人権理事会 報復、ウィーン宣言・行動計画を討議

2020/10/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、報復に関する事務総長の報告書について討議が行われた。発言者は、複数の国では人権活動家の処罰が政策になっていることに懸念を示した。また、報復に責任のある国のアカウンタビリティ・メカニズムの設置を求め、各国の対応がない中、理事会は報復事例を取り上げ調査すべきであると述べた。続いて、ウィーン宣言・行動計画に関する一般討論が行われた。発言者は、開発は人権の制限を正当化できないこと、ジェンダー平等の実現に向けて一層の努力が必要であること等に言及した。また、発展途上国の生命・生計への COVID-19 パンデミックの影響に対して国際社会の留意が必要であり、ソーシャルメディアの誤用によってイスラム嫌悪のパンデミックへの影響が一層悪化しているとの発言もあった。さらに、各国政府に対し、女性・少女の人権の尊重・保護・実現と性・生殖の健康に関わる商品・サービスへのアクセスの確保が求められた。

人権理事会 人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容を討議

2020/10/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、ダーバン宣言・行動計画の実施に関する作業部会議長が発言し、パンデミックは、アフリカ系の人々を含む既に差別に直面している集団にとりわけ打撃を与えていること、ダーバン宣言・行動計画は人種主義の被害者に有利な国内行動計画と防止活動のための具体的な勧告を含んでいることに言及した。続いて人権高等弁務官が発言し、アフリカ系の人々に対する警察の暴行や人種主義に関する報告が高等弁務官事務所に相次いでおり、重大な危機的事態であると強調した。また、アフリカ系の人々に対する暴力において構造的不平等と人種差別がみられ、COVID-19 がアフリカ系の人々にもたらす多大な破壊的影響が彼らの周縁化を明らかにしていると述べた。一般討論では、各国政府に対し、人種主義・外国人排斥・イスラム嫌悪の撲滅の重要性について啓発を行い、イスラムその他のマイノリティの非難につながる立法措置をとらないよう求められた。

子どもの権利委員会第 85 会期閉幕

2020/10/01

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 85 会期が閉幕した。この会期は当初 5 月 11～29 日に開催予定であったが、COVID-19 パンデミックのために延期され、9 月 14 日からオンラインでの開催となり、12 の会合が開かれた。時差とインターネットの接続の問題のために、全員の委員が全ての会合に出席できたわけではないが、各会合において定足数を満たすことができた。会期では、カナダ、アイスランド、クウェート、フィリピン、ウクライナ、ベトナムに関する質問事項、フランスとアイスランドに関する事前質問事項が採択された。また、個人通報の審理では、20 件の通報に関して 18 の決定と 1 件のフォローアップ報告書が採択された。18 件の決定のうちスペイン、デンマーク、スイスに関する 6 件について権利侵害ありと認定された。第 86 会期は、2021 年 1 月 18 日～2 月 6 日に開催される予定である。

COVID-19 パンデミック対策 移住労働者権利委員会が声明

2020/10/01

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会が声明を發した。内容は以下のとおり。主にアフリカ・南アジア出身の移住者がコロナウイルス感染拡大のスケープゴートになっている。抑留キャンプでは日々虐待や拷問が行われ、被抑留者は治療を受けられず、死に至る場合もあると報告されている。世界中で現在 COVID-19 パンデミックの大惨事は鎮静化しつつあるが、多くの国でなお、死者は増え続け、医療制度は課題を抱え、失業率はこれまでにない高い状態にある。各国政府は、このパンデミックが清潔な水・衛生・医療にアクセスできない移住労働者を地元住民以上に危険にさらしていることを認識しなければならない。COVID-19 パンデミックが続く中、移住者に対する人権侵害の即時中止はこれまで以上に重要性をもつ。移住者の受入国・経由国に対し、全ての移住者の人権を厳格に保護し、困窮する移住者を出身国に帰還させるため遅滞なく出身国と協力するよう求める。

人権理事会 技術支援・能力構築を討議

2020/10/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、技術支援・能力構築に関する一般討論が行われた。発言者は、技術協力はそれ自体が目的ではなく、個々の権利者の人権の保護・強化のための手段であるとし、そうした協力が理事会の防止の任務に寄与するには、監視や報告など他の手段とともに進められる必要があると述べた。また、理事会は医療技術への公平なアクセス確保のための支持を続けるべきであること、人権の効果的な促進・保護は協力と誠実な対話の原則にかかっていることが指摘された。さらに、技術支援の政治化は遺憾なことであり、報告書の準備には関係国だけが参加するのではなく、その他の地域の活動家も参加すべきだという意見もみられた。加えて、技術支援は犠牲者とその家族の救済、政府の説明責任につながるべきであり、理事会は人権に具体的な成果をもたらす方法で各国政府に関与し、より多くの市民社会が参加できるように作業方法を見直すべきだとの主張もあった。

人権理事会 15 の決議を採択

2020/10/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では 15 の決議が採択された。主な決議は、①人権高等弁務官に対し、開発の権利の実現に直接関与する国連機関の調整等を含む高等弁務官事務所の活動に関する年次報告書の提出を要請する、②人権高等弁務官に対し、人権の促進・保護における地方政府の役割と課題に関する報告書の作成・提出を要請する、③各国政府に対し、アクセスの不平等を撤廃しつつ安全な水と衛生に関する人権の無差別の方法での漸進的実現を要請する、④人権高等弁務官に対し、COVID-19 パンデミックの最中とその後の人権の促進・保護におけるグッドガバナンスに関するパネル討議を第 50 会期中に開催する準備を要請する、⑤各国政府に対し、テロ・暴力的な過激主義対策の国際法との合致の確保を要請する、⑥COVID-19 パンデミックに直面する先住民族の人権状況と参加の権利をテーマとするパネル討議を第 48 会期に開催する、というものである。

人権理事会 13 の決議を採択

2020/10/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では 13 の決議が採択された。主な決議は、①人権高等弁務官に対し、政府が COVID-19 パンデミックへの対応の中でジャーナリスト・メディア関係者の安全と活動のためにとった措置の影響と反動に関する報告書を第 48 会期に提出すよう要請する、②人権高等弁務官事務所に対し、技術協力・能力構築活動・助言を含む国内人権機関との活動を継続・強化すよう要請し、また、人権高等弁務官に対し、国内人権機関に対する支援活動の継続・拡大のために適切な財源を当てるよう要請し、さらに、各国政府に対し、追加の資金供与を要請する、③第 46 会期のハイレベルセグメント中にダーバン宣言・行動計画 20 周年を記念するハイレベルパネル討議を開催し、その実施と業績・最良事例・課題に重点をおいた討議を行う、というものである。この他、複数の特別手続の任期の延長、スーダンに関する独立専門家の任務の終了が決定された。

COVID-19 対策 海上での危機の緩和を求める共同声明

2020/10/06

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所、グローバル・コンパクト、ビジネスと人権に関する作業部会が共同声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19 による移動・通過の制限のために、およそ 40 万人が船上に留め置かれ、さらに同数の人々が帰船することができない状態にある。中には、国際労働基準で認められている最長 11 カ月を遥かに超える、17 カ月以上も船内に残されている人々もいる。コンテナ船や一般商船の船員だけでなく、漁業従事者、石油・ガス海洋プラットフォームに携わる人々も同様の影響を受けている。こうした状況は、身体的・精神的健康、移動の自由、家庭生活に関わる権利を含む基本的人権に重大な悪影響を与えている。船員の人権を尊重し、容認し得ない状況を中止する責任は政府や海運分野に限定されるものではない。海上輸送を利用する多くの企業にも責任は及ぶ。企業と金融機関は、船員の人権状況を評価し救済のために行動すべきである。

社会フォーラム開催の予定

2020/10/06

国連人権高等弁務官事務所

社会フォーラムが 10 月 8～9 日に、ジュネーブ国連本部とオンラインで開催される。今回のテーマは、「貧困・不平等撲滅における最良事例・成功例・教訓・課題」である。会期中には、貧困の世代間連鎖、開発の権利実現の障壁、財政と税の正義、政府と公共政策の役割、持続可能な開発のための国際経済・金融に関するパネル討議が行われ、また、医薬・ワクチンへのアクセス、債務救済、貧困の女性化、社会的保護など、COVID-19 パンデミックにおける諸問題も取り上げられる。パネル討議には、政府代表、国連独立専門家、学識経験者、国際機関代表、市民社会活動家、労働組合、ジャーナリスト、貧困・不平等の体験者など、様々な背景をもつ 30 名以上のパネリストが参加する。極度の貧困と人権に関する特別報告者は、「社会フォーラムはミクロからマクロに至る貧困と不平等の複雑な因果連鎖を討議・分析するまたとない機会になるであろう」と述べている。

人権理事会 6つの決議を採択

2020/10/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では6つの決議が採択された。主な決議は、①人権高等弁務官に対し、紛争中・紛争後の女性・少女の人権に関わる人権理事会の活動の主流化の現状に関する報告書を第48会期に提出するよう要請する、②人権高等弁務官に対し、人道的状況における女性・少女の人権の完全享受の促進・保護・尊重への包括的取組みに関する報告書を第49会期に提出するよう要請する、③子どもの権利の問題に関する検討を継続し、次回の年次会合は「子どもの権利と『持続可能な開発目標』」のテーマに重点を置く、④事務総長に対し、現在の国連全体での技術支援・能力構築の提供と資金調達を分析する報告書を作成し第49会期に提出するよう要請する、⑤第47会期中の年次パネル討議のテーマを「教育の権利の向上、全ての者の包摂的・公平な高質の教育と生涯学習の確保のための技術協力」とする、というものである。

人権理事会第 45 会期閉幕

2020/10/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 45 会期が閉幕した。今会期では 35 の決議、議長声明・決定それぞれ 1 つが採択された。人権と一方的強制措置に関する決議では、COVID-19 パンデミック中の一方的制裁の解除を求める特別報告者の訴えが歓迎された。銃器の一般市民による入手・所持・使用の規制に関する決議では、高等弁務官に対し、子ども・若者による銃器の入手・所持・使用の人権への影響に関する報告書を作成し第 48 会期に提出するよう要請された。人権実現の国内・国家間の不平等の撤廃に関する決議では、人権の促進・保護と「2030 アジェンダ」の実施への総合的な取組みに関する最良事例・課題・教訓を共有することにより、国内・国家間の不平等に組織的に取り組むことが決定された。子どもの権利に関する決議では、各国政府に対し、環境危害が子どもに多大な影響をもたらさないよう効果的措置をとるよう要請された。第 46 会期は 2021 年 2 月 22 日～3 月 19 日に開催される予定である。

国際ガールズ・デーに向けて共同声明

2020/10/09

国連人権高等弁務官事務所

10月11日の国際ガールズ・デーに向けて、特別報告者9名と女性・少女差別に関する作業部会委員が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。25年前に北京で世界中の政府が少女の平等な権利を守るためにあらゆる措置をとると確約した。この25年間にジェンダー平等の促進において非常に大きな前進がみられたが、COVID-19パンデミックは不平等と差別が存在していることを想起させる。パンデミック前から不就学の1億3,000万人に加えて、およそ1,100万人の少女が学校に戻っていない状況にある。学校閉鎖により在宅せざるを得ない少女はDV・子ども婚・若年妊娠の危険性、不安定な経済状態にある家庭では搾取の危険性にさらされている。同時に、世界中の少女が信じがたいパワーと回復力を示し、変化を引き起こし、指導者に教育や文化的権利への参加の権利等の確保を要求している。我々は25年前に全ての少女のために確約した将来の実現を促進しなければならない。

自由権規約委員会第 130 会期開幕

2020/10/12

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 130 会期が開幕した。この会期は 11 月 6 日までオンラインで開催される。COVID-19 のため締約国の報告書の審査は延期となった。人権高等弁務官事務所の代表は、委員会は人権条約機関が創造的な方法で活動し、この極めて困難な時に迅速に適応・対処できることを示し続けていると述べ、前会期で自由権規約 21 条(平和的集会の権利)に関する一般的意見を採択したことを称賛した。また、各文書に対する会期前の書面でのコメントの作成・交換は、技術的改善の余地が大いにあるものの、一層集中した討議に役立っていると述べた。委員からは、委員会は技術的な問題のために任務を完全に果たすことができず、対面での活動をできるだけ早期に再開すべきであるとの意見がみられた。さらにこの会合では、個人通報に関する作業部会の報告書が採択され、9 件が受理可能性なし、1 件が審理不継続、2 件が権利侵害なし、17 件が権利侵害ありとされた。

COVID-19 パンデミック対策により女性に対する暴力が増加 専門家が指摘

2020/10/12

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が、国連総会でビデオメッセージによる発言を行った。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミック撲滅のためのロックダウンが、長期にわたり自宅に閉じ込められる女性・子どもに対するDVの危険性を高めている。COVID-19と女性に対する暴力の交差性が、暴力防止において以前から存在する問題点等を明らかにしさらに悪化させている。警察の介入の減少、裁判所の閉鎖、電話相談サービス・シェルター・安全な施設へのアクセスの制限等が、女性・少女が直面する危険性を高め、加害者をあおる事態を招いている。性・生殖の健康・権利へのアクセスの制限が女性の心身の福利に被害を与えている。また、この危機を悪用し、中絶サービスは基本的医療ではないとみなし、中絶サービスへのアクセスに新たな障壁をつくる政府も存在する。あらゆる生活面での女性の権利の促進・保護を強化する機会と捉えて、危機対策を進めなければならない。

子どもの売買・性的搾取に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/12

国連人権高等弁務官事務所

子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。パンデミックは最も脆弱な子どもの苦境を悪化させるだけでなく、これまで苦勞して得た多くの成果を台無しにしている。通信技術を用いた新たな形態の子どもの性的搾取が生じており、オンラインでの性的搾取・虐待への取組みの必要性はいくら強調しても強調しすぎることはない。売買・性暴力・性的搾取の被害を受けた子どもの裁判・補償・リハビリへのアクセスは、問題に対処する上で重要なことである。子どもに優しい裁判制度・補償・リハビリへのアクセスを支持し、説明責任を阻み不処罰を蔓延させている根本原因に取り組む所存である。何よりも、子どもたちの現状について彼らと話し合いたい。この凶悪な犯罪と立ち向かう共通のビジョンがこれまで以上に必要である。持続可能で復元力のある復興に向けて、「2030 アジェンダ」の確約の実現を加速しなければならない。

先住民族の権利に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/13

国連人権高等弁務官事務所

先住民族の権利に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。先住民族は、世界規模の景気後退、極度の貧困、栄養失調率上昇の最も大きな打撃を受けている。COVID-19 パンデミックの中、先住民族の権利の集団的側面が認識されないために、多くの先住民族のコミュニティで危機による健康・経済への影響に対する回復力が低下し得ることが浮き彫りになっている。彼らが自身の健康とコミュニティに関するプログラムを管理する権利を行使できれば、パンデミックに対する回復力が高まる。実際には、彼らは自身の制度の運営に必要な支援を拒否され、多くの場合、ウイルス対策では伝統医療に頼りかなくなっている。今こそ各国政府は、先住民族の集団的アイデンティティと文化的存続の保護を確保し、彼らの知識がより広い社会が自然と調和した復興に向かう道筋を示し得ることを認めつつ、彼らに国の復興計画において積極的な役割を与えるべき時である。

拷問・虐待に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/15

国連人権高等弁務官事務所

拷問・虐待に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。拷問の禁止は世界的に認められているにもかかわらず、拷問に対する無関心が高まっている。人のほとんどの決定は合理性・倫理性・共通の利益によるのではなく、短期の私利を追求する無意識の衝動的な感情によって行われる。これは民間人だけでなく、政治指導者・高官・裁判官・ジャーナリストにも当てはまることである。歓迎しない情報に直面すると、全ての人は自然と現実否定・自己欺瞞を通じて自分を守る傾向がある。こうした否定や自己欺瞞の本質的傾向を効果的に低下させる統治制度をつくらない限り、国連憲章・世界人権宣言・SDGsの確約が実現される見込みはない。最も重要なのは公的権限の行使の完璧な透明性と説明責任が必要だということである。秘匿と不処罰には完全な恣意性と虐待への下方スパイラルが常に伴うものである。

テロ対策と人権に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/15

国連人権高等弁務官事務所

テロ対策における人権の促進・保護に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。対テロ作戦・措置がしばしば非国際武力紛争や複雑な人道的状況において適用されている。テロ対策が無期限で曖昧な手段であるため、各国政府は人道的原則・ルールの適用を無視あるいは軽視しているように思われる。その結果、広範な対テロ法・実行により一般市民にとって紛れもなく悲惨な事態が生じている。人道的・公平な活動に人道的例外が適用されず、人道的支援を許可せずあるいは処罰する近視眼的な方策は、紛争を長引かせ、紛争の解決を必要とする人々を無視し、社会で最も周縁にいる人々を傷つけるだけである。各国政府に対し、現行の制裁制度が法の支配に合致するよう確保し、影響を被る人々に制裁に抗議し、再検討・中止させる機会を与えるよう求める。公平な人道的な活動家の活動を称賛したい。彼らを認め保護することは各国政府の現在の課題である。

裁判官・弁護士の独立に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/15

国連人権高等弁務官事務所

裁判官・弁護士の独立に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。裁判官に対する懲戒手続は、司法の独立の保護を目的とする基本原則に従って行われなければならない。制裁が嫌がらせ・処罰・介入のために科されてはならない。実際には、小さな支部への移動から深刻・継続的な圧力・脅迫に至るまで様々な“見せかけの”制裁が科されている。そうした制裁は法や手続きに従って科されるのではなく、目的は、裁判官に事案の却下や特別な調整をするよう仕向け、あるいは司法の機能を果たす判決を下した裁判官を処罰することにある。政府当局に対し、裁判官の職務上の誤った行為に対処するための明確な手続き、客観的な基準を設定・実施するよう求める。また、世界的パンデミックが司法制度の独立にも影響を与えている。各国政府に対し、こうした困難を克服するための適切な措置を採択するよう求める。

社会権規約委員会第 68 会期閉幕

2020/10/16

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 68 会期が閉幕した。この会期は、初めてのバーチャルでの開催であり、予定されていた全ての締約国報告書の審査は延期された。個人通報に関する討議では、3 件が受理可能性なし、3 件が審理不継続とされ、個人通報に関する作業部会に対し、手続規則の改正案の次会期への提出が要請された。また、土地に関する一般的意見の第 1 草案の討議が行われ、持続可能な開発と社会権に関する一般的意見については、様々な関係者から意見を聞き幅広い協議を行うための暫定的スケジュールが決定された。加えて、COVID-19 パンデミックの中、ワクチン・治療へのアクセスに関する声明の作成について討議が行われ、声明は次の会期までに採択されることになった。第 69 会期は 2021 年 2 月 15 日～3 月 5 日に開催され、対面の会合が不可能な場合は、少なくとも 2 か国の報告書がオンラインで審査される予定である。

人権活動家の状況に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/18

国連人権高等弁務官事務所

人権活動家の状況に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。毎年、多くの人権活動家はその活動のために殺害されている。政府と企業は彼らの保護を一層強化しなければならない。非常に多くの人権活動家が長期間収監されている問題、特に最も周縁化され脆弱な活動家、国連への協力後に報復を受けている活動家に注目する所存である。農村や僻地で孤立している活動家、環境活動家、女性活動家、子どもの活動家、障がいのある活動家、LGBT の人権を擁護する活動家の問題が優先課題になるであろう。また、環境・土地・先住民族の権利を脅かす事業計画を非難したために、毎年多くの活動家が攻撃され殺害されている。企業や国際金融機関と責任のとり方を話し合う予定である。人権活動家はパンデミック中とその後のより良い社会への復興の中核となるべき存在であり、彼らを支援し保護することは我々全ての利益となる。

一方的強制措置に関する特別報告者 国連総会に報告書を提示

2020/10/19

国連人権高等弁務官事務所

一方的強制措置に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。一方的制裁が COVID-19 パンデミックへの人道的対応を妨げており、直ちに中止されなければならない。パンデミックは一方的制裁の人道的悪影響をより鮮明にし悲惨なものにしている。医薬品・医療・食糧・電気・燃料が確保できない結果、COVID-19 感染者や、手当てや医薬品を得られず病院に行けない他の患者の生命の権利が侵害されている。パンデミックの中、国連加盟国の約 20%に一方的制裁が科されている。制裁免除は、記載された目的が実際に人道的なものであると仮定して適用されるべきであり、そうでないことを示す証明責任は他の者に負わせるべきである。各国政府・国際機関等に対し、一方的制裁の全てを見直し最小化し、被制裁国が COVID-19 に直面する国民を保護し、経済を復興し、国民の福利を保障できるよう、効果的・効率的・適切な人道的免除措置を確保するよう求める。

平和的集会・結社の自由に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/20

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。過去5年間の最も重要な社会運動の多くが女性・少女によって指導されている。現在女性はCOVID-19 パンデミックへの対応の最前線にいる。彼女らが活動を続けなければ、より良い将来への復興の確約は完全に実現不可能である。それにも関わらず、彼女らの貢献は過小評価され、資金不足で弱体化させられている。国際社会は意思決定への女性の参加を非常に重視しているが、政府・非政府が平和的集会・結社の女性の権利の侵害を続けているのが現実である。女性・少女の基本的権利の侵害は家庭で始まり、公共の場、職場、デジタル空間のあらゆる場面で続く。地元の女性の団体と運動が直ちにプログラムを拡大し、COVID-19 のリスクに対応できるよう、開発機関・資金提供機関に対して、財政的支援と柔軟な対応を強化するよう求める。

宗教・信念の自由に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/20

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。誰 1 人取り残さないという世界的確約が実現されるのは、持続可能な開発努力が宗教・信念のマイノリティの政治的・社会的・経済的包摂を進める時である。このまま放置すれば、格差と不平等が持続可能な開発の達成を損ない続け、これまでの成果を覆すおそれがある。COVID-19 パンデミックはこうした脆弱な状況を顕在化させ、様々な制度的差別、基本的人権の侵害の悪影響を拡大している。報告書の中で、思想・良心・宗教・信念の自由の尊重・保護・促進の確約と向上を評価するための指針を示した。各国政府に対し、市民社会等と協力し、宗教・信念の自由に関する細分化データを収集し公表するよう求める。全ての人々の宗教・信念の自由の実現への前進を確認するために、こうした枠組みが質的・量的測定基準を開発専門家・政策策定者・人権監視者に提供するものになると期待する。

極度の貧困と人権に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/21

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困と人権に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。現在の経済危機対応は、貧困と環境が単なる付け足しではない、新たな開発モデルに貢献するものになるべきである。“公正な移行”の原則が、政府が人権義務と「2030 アジェンダ」の要求を実現する形で復興計画を策定する際のロードマップとなる。COVID-19 パンデミック発生以来、各国政府は少なくとも 11 兆ドルを復興計画の形で経済に投入してきた。しかし、多くの政府の計画は環境に優しい経済の緊急の必要性を明らかに無視している。復興計画は、生態学的転換にとって最も重要な分野-再生可能エネルギー、公共交通、建築物の改修、循環型・修理経済-での低資格の人々の雇用の創出を最優先にしなければならない。現在のパンデミックはすでに非常に多くの人々の生活を破壊している。各国政府は、気候変動による危機等の次の危機が起きる前に行動を開始する必要がある。

居住の権利に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/21

国連人権高等弁務官事務所

居住の権利に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。次の3つの問題が懸念される。①居住の権利に対する COVID-19 パンデミックの影響によって、人種・ジェンダー等と並行して以前から存在する社会的・法的・政治的亀裂が明らかになっていること、②賃借人保護のための立退きの禁止その他の一時的措置の終了とともに、立退き・飢え・ホームレス・死亡率が増加すると予想されること、③パンデミック中に強制立退きが続く国で、脆弱な集団・コミュニティのウイルス感染リスクが高いこと、である。各国政府に対し、外国人居住者を含めて全ての立退きを中止し、ホームレスの人々の野営地やテントの撤去を止めるよう求める。国と地方政府は、ホームレスの人々をホテルに収容し、空家等を彼らが利用できるようにすべきである。彼らが路上に戻されてはならない。居住の権利はパンデミックへの対応・復興措置の重要な要素でなければならない。

安全な飲み水・衛生に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/21

国連人権高等弁務官事務所

安全な飲み水・衛生の人権に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。水・衛生の民間供給者がもたらす人権への危機には次の3つの要素がある。①最大の利益を追求する民間供給者が、全ての人々に手頃な水・衛生を供給する政府の義務を弱める可能性があること、②水・衛生分野が1つの供給者に独占される状況下で、規制機関が供給者に取り込まれ、水・衛生に対する人権保護の規制能力が弱まる可能性があること、③水・衛生分野における当局と民間供給者の力の不均衡が①②の可能性を高め、人権の危機をもたらすこと、である。各国政府は、これらの危険性を考慮に入れ、人権が脅かされる場合には、水・衛生サービスの民間委託を止め、人々の権利を保護しなければならない。民営化が決定され、あるいはすでに行われている場合には、民間供給者に責任を課すためのセーフガードが実施されなければならない。

文化的権利に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/22

国連人権高等弁務官事務所

文化的権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。ほぼ全ての人権が気候変動の影響を受けているが、文化的権利に対する影響は甚大である。しかし、こうした現実気候変動対策において十分に認識されていない。このままの状態では、最も被害を受けている多くの文化が消滅する可能性さえある。これを防止するには地元のエンパワメントと協力に加えて国際的な協力と資金が不可欠である。国際社会に対し、文化を残し気候危機から文化的権利を保護するために、人権に基づく世界的行動計画を採択するよう求める。優先課題は、特に脅威に直面している人々の文化の消滅を防止するための緊急の世界的取組みである。パンデミックの中、より良い復興と気候対策の強化を可能とする人権に基づいた戦略がとられるべきであり、文化と文化的権利がその中核的要素でなければならない。

意見・表現の自由に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/23

国連人権高等弁務官事務所

意見・表現の自由に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。先週、1人の教員が授業で話したことを理由に路上で斬首されるという恐ろしい事件が起きた。世界中のほぼあらゆる地域で、研究者たちは、追究する問題、表明した意見、提起した問題、公共政策に関わる方法論のために、ハラスメント・報復・抑圧を受け、収監されており、時には殺害されることさえある。検閲は学問を破壊する。学問の自由に対する攻撃は、民主主義的生活、科学的進歩、人類の発展そして意見・表現の自由に対する全ての人々の権利を損なうものである。COVID-19 パンデミックへの効果的な対応を見出すという前例のない難題に直面する中、研究者がハラスメント・抑圧・迫害を受けずに自由に、学問の研究・討論・普及・共有を、国境を超え協力して行えることがこれまで以上に重要である。学問の自由を尊重・保護・強化する必要性はかつてなく大きくなっている。

債務と人権に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/26

国連人権高等弁務官事務所

債務と人権に関する独立専門家が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。発展途上国は、パンデミックによる健康・経済・食糧・社会的保護の危機に対処しており、債務危機が浮上してもこれを乗り切る余力はない。一時的な返済停止、緊急の財政支援、債務の再編、債務の帳消しは、各国政府・国際機関・民間分野による債務問題への即時の対処策の一部とすべきである。最終的には、人々が緊急に必要とするものへの投資のための財源が確保されなければならない。COVID-19 の感染曲線の平坦化、平等で回復力があり、環境に優しく持続可能な経済・社会の復興のためには、債務問題への可能な限りの効果的・迅速な対応が必要である。パンデミック前から低所得国の 40%以上がすでに返済に支障をきたしていたか、高リスクの状態にあった。全ての政府は、人権の保護・促進、そして COVID-19 対策、特に財源の配分における不平等の撲滅に重点を置かなければならない。

マイノリティの問題に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/26

国連人権高等弁務官事務所

マイノリティの問題に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。マイノリティの存在は国の承認に左右されない。マイノリティの存在は客観的事実であり、マイノリティの評判や政府の気まぐれに依存するものではない。マイノリティの人々は国際法上人権を有する。これは彼らがこうした権利を有するに‘ふさわしい’と政府が考えるのかどうかの問題ではない。不幸なことに、国家においてマイノリティの存在が認められないと、彼らはしばしば人権を否定されることになる。誰がマイノリティなのか客観的に一貫して特定されないことが、マイノリティの人権の完全・効果的な実現の妨げとなっている。報告書の中で示した指針が、マイノリティの人権への適切・迅速な対処に失敗をもたらす、不一致・不確実・矛盾の回避に役立つはずである。また、COVID-19 パンデミックの中、マイノリティに対する憎悪犯罪・ヘイトスピーチの増加を懸念する。

女性差別撤廃委員会第 77 会期開幕

2020/10/26

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 77 会期が開幕した。この会期は 11 月 5 日までオンラインで開催され、締約国の報告書の審査は延期となった。開会にあたり、人権高等弁務官事務所の代表が発言した。内容は以下のとおり。ILO によれば、非公式経済の分野で働く 7 億 4,000 万人の女性は、無償ケアの 4 分の 3 の負担に加えて、健康保険・社会的保護・有給病気休暇へのアクセスは限定的あるいは欠如している。パンデミックの中、女性に対するジェンダーに基づく暴力は蔓延しており、3 か月のロックダウンで 1,500 万件のジェンダーに基づく暴力が発生すると国連人口基金は予測している。こうした事態に関して、委員会が「世界的な人種主義に対する抗議は人権・社会・ジェンダーの正義における新たな時代の到来である」とする声明を採択したことを称賛する。この危機はまた、多くの企業が柔軟な労働形態を採用する等、「より良い復興」の可能性も示している。

ビジネスと人権に関する作業部会 国連総会に報告書を提示

2020/10/27

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。過去10年間に内戦はおよそ3倍、死者数は6倍に増加した。ピークの2016年には53か国が紛争下にあった。企業が紛争地域で活動または当事者と取引をすれば、人権侵害への関与を回避するために、ますます複雑な難題に直面することになる。理論上は、責任ある企業は平和を支持するはずであるが、現実には、非常に多くの場合、人々に与える危害を考慮した、紛争に敏感な取組みが欠如し、その結果として、企業活動が平和を損なう人権侵害をもたらし、あるいは侵害に関与している。「国連ビジネスと人権に関する指導原則」は、政府と企業がビジネスに関わる人権侵害を防止・対処する義務・責任に関する枠組みであり、企業も責任を負うことを明らかにしている。必要とされるのは、ビジネスと人権を平和と安全保障の枠組みに組み込ませる断固とした行動である。

毒物と人権に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/27

国連人権高等弁務官事務所

毒物と人権に関する特別報告者が、国連総会に前任者の報告書を提示した。内容は以下のとおり。不幸なことに、毒物に汚染されない人権は少数者の特権であり、全ての人の権利にはなっていない。社会の中で最も脆弱な人々、すなわち貧困者・労働者・移住者・マイノリティ等は、他の人々よりも合法的に毒物に汚染されるという制度的不正義・差別の下に置かれている。毒物への曝露が減少しても、主要産業に人権への配慮を強制せず、救済策へのアクセスを確保しない政府と企業は、ますます有毒化する地球・人体の方向に我々を導き続けている。環境の不正義の一例としては、富裕国自身が禁止している有毒化学物質をリスク管理能力のない貧困国へ輸出していることが挙げられる。有毒物質と廃棄物で汚染された地球上で、尊厳のある生活を送ることは不可能である。全ての政府は、毒物への曝露を防止し、健全な環境で生活する人々の権利を維持する義務を負っている。

略式処刑に関する専門家 国連総会で発言

2020/10/27

国連人権高等弁務官事務所

略式処刑に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。人類の歴史は大虐殺で台無しにされてきたが、その責任者は無罪放免になるどころか、後に称賛されることさえある。これとは正反対に、非常に多くの殺害場所と集団墓地は認められることも、保護されることもなく、荒廃し破壊されたままである。こうした事態を公言すると犯罪になることさえある。世界のいたる所に存在する集団墓地は、弾圧・紛争・自然災害・パンデミックの結果であり、犯罪行為に関連する可能性があり、常に人権侵害を伴っている。その規模や重要性にもかかわらず、集団墓地に対する敬意をもった取り扱いはほとんどなされていない。国際社会は、集団墓地が存在する国やコミュニティをさらに一層支援しなければならない。報告書では、集団墓地に対する敬意をもった合法的な取扱いを強化するための人権の枠組みが提示されている。

人身取引に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/28

国連人権高等弁務官事務所

人身取引に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。多くの国を襲っている COVID-19 の第二波が、女性・子ども・移住者その他の脆弱な人々の搾取の危険性を高めている。差別、貧困、労働者の権利の限定的実施が、搾取の危険性を高めている。パンデミックが、人身取引の効果的防止と被害者保護に関する政府の義務の不履行によって人権が被る影響を浮き彫りにしている。さらに、20 年前に採択された人身取引防止議定書に基づく対応の限界も明らかにしている。議定書を成功させるには、人権とジェンダー平等の視点が必要不可欠である。発見と早期支援のために、差別と社会的保護・効果的救済にアクセスできないことによる脆弱性を認めた新たなモデルが必要である。また、移住政策の大幅な変更、国際人権法の重視と実行も必要である。被害者の人権、そして搾取防止と差別根絶の政府の義務が前面に押し出されなければならない。

プライバシーの権利に関する専門家 国連総会に報告書を提示

2020/10/29

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。世界の一部では、COVID-19 パンデミック対策のための接触追跡技術の広範な利用が監視につながっている。広範な監視は決してCOVID-19の万能薬ではない。公衆衛生の緊急事態ではデータ処理は妥当であり、接触追跡が必要な場合もあるが、各国政府に対し、コロナウイルスへのいかなる対処も相応・必要・無差別でなければならないことを直ちに想起するよう求める。個人の健康データが、公衆衛生のためではなく、市民の統制のために用いられているという報告も受けている。各国政府と企業に対し、プライバシーのための技術の重要性を認識するよう求める。公衆衛生の目的と並行するプライバシーのための技術は可能であり、社会的に必要である。パンデミック対策の相応性・必要性を測る方法は、とられる措置と各国の成果を比較分析することである。

女性差別撤廃委員会 NGO がオンラインで発言

2020/10/29

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会のオンラインの会合で、複数の NGO の代表が発言した。内容は以下のとおり。本委員会その他の条約機関の延期は、女性が拷問・虐待・差別・恣意的逮捕等の恐ろしい経験を討議する場がなくなることを意味する。企業を非難し複合差別に直面する女性人権活動家は、政府・非政府による激しい脅迫と攻撃に直面している。COVID-19 パンデミックは、制度的抑圧と人種主義の状況を悪化させている。パンデミックのために避妊具、性と生殖の健康、性教育へのアクセスが減少しており、10 代の妊娠が増加すると予想される。トランスジェンダーの性労働者は多くの国で処罰され、周縁化され、経済的に困難な状況にある。彼女らはパンデミックの中、経済低迷による生計手段の喪失、性労働者に対する政府の厳格で処罰的な対応の影響を極めて強く受けている。その一方で、複数の国では同性愛の非差別化がみられ、これは人権の重要な前進である。

自由権規約委員会 フォローアップ報告書を採択

2020/10/30

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、定期報告書に対する総括所見のフォローアップと個人通報に対する見解のフォローアップに関する報告書を採択した。委員会は手続き上、フォローアップ対象の勧告として2～5の勧告を選び、定期報告書の審査後に締約国に対して公表する総括所見で示す。委員会はフォローアップ報告書の検討の際に、締約国の回答に対して、概ね満足できるとする A から、勧告に反する措置がとられているとする E までの等級を用いて評価を行う。個人通報に対する見解のフォローアップに関しても、同様の基準を用いて評価を行う。今回委員会は、エスワティニ、マダガスカル、ホンジュラス、セルビアに対する総括所見のフォローアップ報告書の評価の担当委員の草案を採択した。続いて、チリ、コートジボアール、メキシコ、パラグアイ、ウズベキスタンに対する個人通報の見解のフォローアップ報告書の評価の担当委員の草案を採択した。

普遍的定期審査作業部会開催の予定

2020/10/30

国連人権高等弁務官事務所

普遍的定期審査作業部会第 36 会期が、11 月 2～13 日に開催される。この会期では、ベラルーシ、リベリア、マラウイ、パナマ、モンゴル、モルディブ、アンドラ、ホンジュラス、ブルガリア、マーシャル諸島、米国、クロアチア、リビア、ジャマイカの 14 か国の状況が審査される。COVID-19 の制約により、会合は対面とリモート参加で行われ、サイドイベントは開かれない。会場への入場者数が制限されるため、メディアには WEB 配信を利用することが推奨されている。会合には、人権理事会の全理事国 47 か国からなる作業部会、その他の国連加盟国等が参加する。各国の代表等の発言はビデオメッセージまたはライブ中継で行われる予定である。審査では、人権義務や確約の履行努力について各国から説明があり、それに対して、特に前回審査からの積極的な進展が評価され、課題が明らかにされる。各国に対して、平均で約 100 か国が勧告を述べる。